

3 利用者負担金

- (1) 利用者にお支払いいただく利用者負担金は、次表のとおりです。
- (2) 利用者負担金には、介護保険法の定める基本利用料と、保険外の別途利用料（食事費）があります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。
- (4) 次表以外に趣味活動に要した実費（材料費等）及び外出行事に要した実費（交通費、入場料等）が利用者負担となります。趣味活動については、事前に利用者又は代理人（ご家族）に通知して了解を得てから行って頂きます。
- (5) 利用者負担金につきましては、毎月請求書と利用明細書をお送りいたします。
- (6) 利用者負担金については、下記の方法にてお支払い下さるようお願い致します。
- ①自動口座引き落とし（ご指定の金融機関口座から引き落とします。）
- ②現金払い（月1回定められた日にお支払い願います）
- ③お振り込み（当方の銀行口座又は郵便局口座へお振り込みいただきます。恐縮ですが、手数料は利用者負担となります）
- (7) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割、8割又は7割）を請求することになります。

基本利用料

通所介護サービス	単位数	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要介護1	584単位	616円	1,231円	1,847円
要介護2	689単位	727円	1,453円	2,179円
要介護3	796単位	839円	1,678円	2,517円
要介護4	901単位	950円	1,900円	2,849円
要介護5	1,008単位	1,063円	2,125円	3,188円
※感染症又は災害の発生を理由に利用者数が前年度の5%減少した場合は、上記の基本報酬に3%加算することがあります。				
入浴介助加算(Ⅰ)	40単位	43円	85円	127円
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	22単位	24円	47円	70円
勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上				
個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ	56単位	59円	118円	177円
生活機能向上を目的とし、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行う 実施日：火曜日、水曜日、木曜日、金曜日				

個別機能訓練加算 (Ⅱ) 【月単位】	20単位/月	21円/月	42円/月	63円/月
	個別機能訓練計画書等を厚生労働省に提出しフィードバックを受けている			
科学的介護推進体制加算【月単位】	40単位/月	43円/月	85円/月	127円/月
	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している			
若年性認知症利用者受入加算	60単位	64円	127円	190円
	65歳未満の認知症の方が対象			
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数の9.2%に相当する単位数を加算			

別途利用料金（保険外）	
食事費	900円
オムツ代	実費
趣味活動費	実費
外出行事参加費	実費

※通所介護サービスにおける通所介護費は通常規模型通所介護費、6時間以上7時間未満の費用です。

※円表示は自己負担分です。単位数×10.54円で実際の費用となります。

利用者負担金は介護保険負担割合証に基づき、その1割、2割又は3割が自己負担となります。

※実際に毎月かかる費用は、単位数合計の計算方法の関係から上記金額の合計とはわずかにずれます。